

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)11 月 8 日

契 約 担 当 課 名	読書振興課
発 注 担 当 課 名	読書振興課
契 約 名 称	豊中市学校図書館等情報共有データベース構築業務
契 約 内 容	豊中市学校図書館等情報共有データベース構築業務
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年（2024 年）11 月 8 日 令和 6 年（2024 年）11 月 8 日から令和 7 年（2025 年）2 月 28 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪市中心区城見 2 丁目 2 番 6 号 富士通 Japan 株式会社
契 約 金 額	3,719,375 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 本市の小学校、中学校、義務教育学校、教育センター、市立図書館に所蔵する資料を一体的に活用することで児童・生徒の読書活動を推進し、生きる力を育むことを目的とする「とよなかブックプラネット事業」のもと、蔵書管理システム、学校図書館活用データベース、情報共有掲示板、電子キャビネット等の機能を有する「豊中市学校図書館等読書活動支援システム」を運用している。このうち学校図書館活用データベースおよび情報共有掲示板のリプレイスについて、プロポーザル方式にて受託候補者を選定した。 選定の結果、富士通 Japan 株式会社が優先交渉権者となり、契約の合意が得られたため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。